

積算・計画書等作成業務委託共通仕様書

(適用)

第1条 積算・計画書等作成業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、農林水産部の発注する農業農村整備事業に係る業務で、積算書・計画変更概要書等の作成業務(以下「業務」という。)に適用する。

2 この共通仕様書は、共通事項及び各業務に係る一般事項を示すもので、各業務の設計図書及び特記仕様書等に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

(用語の定義)

第2条 用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1)「発注者」とは、知事及び知事の委任を受けて委託契約の締結を行うかいは長をいう。
- (2)「受注者」とは、作成業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した法人をいう。
- (3)「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は業務代理人等に対する指示、承諾又は協議の職務等を行うもので、約款第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。
- (4)「検査員」とは、業務等の完了の確認に当たって約款第31条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- (5)「業務代理人等」とは、業務代理人及び業務施行の技術上の管理を行う主任技術者で、受注者が定めた者をいう。
- (6)「契約図書」とは、契約書、約款及び設計図書をいう。
- (7)「設計図書」とは、仕様書、設計書及び図面をいう。

(業務の着手)

第3条 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは業務代理人が業務実施のため、監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

(業務代理人等)

第4条 受注者は、業務等における業務代理人及び主任技術者を定め、発注者

に書面により通知するものとする。

2 業務代理人は、業務の履行に必要な知識と経験を有する技術者でなければならない。また、業務代理人は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し業務を適正に履行しなければならない。

3 主任技術者は、契約図書等に基づき業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

(打合せ等)

第 5 条 業務を適正かつ円滑に実施するため、業務代理人等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、業務代理人等と監督員は打合せを行なうものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。

3 業務代理人は、共通仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

(業務計画書)

第 6 条 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要 (2) 実施方針及び施行方法 (3) 業務工程

(4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の内容及び部数

(7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制 (9) その他

(資料の貸与及び返却)

第 7 条 監督員は、業務に必要な計画資料、図面等を受注者に貸与するものとする。

2 受注者は、貸与された図書、関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。

3 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

(関係官公庁への手続き等)

第 8 条 受注者は、業務の実施にあたっては、発注者が行なう関係官公庁への手続きの際に協力しなければならない。

(使用する技術基準等)

第 9 条 受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書に基づいて行うものとする。

なお、使用にあたっては、農林土木業務委託共通仕様書4. 設計業務等共通仕様書「図書一覧表(別紙1)」及び「設計図作成基準(別紙2)」を参考とするものとする。

(契約変更)

第 10 条 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

(1) 委託料に変更が生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 監督員と受注者が協議し、業務履行上必要があると認められる場合

(4) 約款第30条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合

2 受注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

(1) 前条の規定に基づき監督員が受注者に指示した項目

(2) その他監督員と受注者との協議で決定された事項

(履行期間の変更)

第 11 条 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを併せて事前に通知しなければならない。

2 受注者は、約款第22条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合は、履行期間の延長理由、必要とする日数の算定根拠、変更工程表、その他必要な資料を提出しなければならない。

3 約款第23条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合は、受注者は速やかに業務工程表を修正し、提出しなければならない。

(成果物の提出)

第 12 条 受注者は、業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了届出書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても成果物の部分引渡しを行なうものとする。

(検査)

第 13 条 受注者は、約款第 31 条第 1 項の規定に基づき、業務完了届出書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が完了し、監督員に提出していなければならない。

2 受注者は、業務の検査を受ける場合、業務代理人又は主任技術者が立会いのうえ検査を受けるものとする。

ただし、検査員が必要ないと判断し、立会いを求めない場合はこの限りでない。